

# 「車積載車による有償運送許可の研修会」

開催ご案内

道路上での事故車・故障車が追突や交通渋滞など二次災害を回避するための一時的な排除について、新たに有償により車積載車で運送する場合及び許可証の許可期間が切れている場合は、この研修を受けて許可を受ける必要があります。特に、平成29年8月及び9月に当会の実施する研修を受講された事業者であって、許可期間の満了後も継続して許可をお受けになりたい場合も、この研修を受けて下さいますよう、ご案内申し上げます。

なお、受講申し込みにつきましては別紙「車積載車による有償運送許可のための研修会受講申込書」にご記入の上、FAXで送信くださいますようお願いいたします。

## 1. 日程等 (受付時間：9：30～10：00 研修時間：10：00～16：00 ※各日共通)

研修会場	開催日	募集定員
山形県自動車整備振興会本部 (山形市大字漆山字行段1961番地)	令和2年11月25日(水)	100名
山形県自動車整備振興会庄内分室 (三川町大字押切新田字歌枕109番地6)	令和2年11月25日(水)	45名
山形県自動車整備振興会本部 (山形市大字漆山字行段1961番地)	令和2年12月3日(木)	100名
山形県自動車整備振興会庄内分室 (三川町大字押切新田字歌枕109番地6)	令和2年12月3日(木)	45名

※ 募集定員につきまして、申込状況により受講日の調整等させていただく場合があります。

## 2. 研修対象者

- (1) 新たに許可を必要とされる事業者
- (2) 許可期間が切れている許可証をお持ちの事業者
- (3) 平成29年度に許可証の交付を受け許可期間を更新される事業者

## 3. 受講料等(税込)

- (1) 受講料 5,100円 (会員)  
8,700円 (会員以外)
- (2) テキスト代 500円

## 4. 申込締切

令和2年11月10日(火)

## 5. お願い

- (1) 新型コロナウイルス感染予防のため必ずマスク着用にてご来場ください。
- (2) 研修当日は検温を行い体調不良の場合は、研修受講をお断りする場合がありますことをご承知おき願います。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大状況により、研修会開催を延期又は中止する場合がありますことをご承知おき願います。

※お問い合わせ先※

一般社団法人山形県自動車整備振興会  
事業課 担当:佐藤、井上  
TEL:023-686-4832

(一社)山形県自動車整備振興会 事業課 行き  
FAX:023-686-6132

## 車積載車による有償運送許可のための研修会(新規・更新)受講申込書

事業者名及び 代表者名	
事業者住所	
認証番号	
事業場名	
電話番号	
記入担当者名	

※受講を希望する月日及び会場に受講者名をご記入ください。

開催日	開催場所	受講者名
令和 2 年 11 月 25 日(水)	整備振興会(山形市)	
令和 2 年 11 月 25 日(水)	整備振興会庄内分室(三川町)	
令和 2 年 12 月 3 日(木)	整備振興会(山形市)	
令和 2 年 12 月 3 日(木)	整備振興会庄内分室(三川町)	

※いずれかにレ点をお願いします。

テキスト購入希望の有無	<input type="checkbox"/> テキスト購入します(500 円)	<input type="checkbox"/> テキスト持参します
振興会会員・会員外	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 会員外

- 受講人数は、1事業者1名とさせていただきます。なお受講は、代表者に限らず排除業務に関する責任者、管理者等従業員の方でも受講可能です。
- 当会会員の事業者の皆様は、許可申請に必要な書類などを、当会ホームページからダウンロードして記載し、研修時に提出して下さい。その後、当会が山形運輸支局に申請を行います。また、当会会員外の事業者の皆様は、「研修の受講状況」(受講証明書)を交付しますので、山形運輸支局などに直接申請をお願いいたします。
- 昼食は、各自ご用意下さい。

**申込締切:令和2年11月10日(火)**

様式 2 (単独申請用)

有 償 運 送 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

印

代表者名

(連絡先 :

)

(担当者 :

)

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者	警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等
有償運送を必要とする理由	交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため
自動車登録番号等	
運送しようとする物	道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車
運送しようとする期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
運送しようとする区間	道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送
任意保険の内容	
研修の実施	(別紙)

※ 添付書類

- ①任意保険等の証書 (写)
- ②自動車検査証 (写)
- ③研修の受講状況 (別紙)

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	
自動車登録番号等	
運送する物	道路上で事故又は故障により自力で走行する事ができない状態等となった自動車又は原動機付自転車
許可期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
運送区間	道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

1. この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. この許可証は、再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
3. 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。

令和 年 月 日 第 号許可

運輸支局長 印

1. 登録若しくは車両番号の指定を受けていない（自動車登録番号標等のない）自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない（標識のない）原動機付自転車の運送を行わないこと。
2. 太枠の欄は、予め記入すること。